

# 第1章 総 則

## 第1 目的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第2 用語

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「危政令」とは、「危険物の規制に関する政令」（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 「条例」とは、川口市火災予防条例（平成28年条例第33号）をいう。
- 6 「予防規則」とは、川口市火災予防条例施行規則（平成28年規則第21号）をいう。
- 7 「予防規程」とは、川口市火災予防条例施行規程（平成28年消防局告示第3号）をいう。
- 8 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 9 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 10 「通常用いられる消防用設備等」とは、法第17条第1項の関係者が、政令第10条から政令第29条の3までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等をいう。
- 11 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、法第17条第1項の関係者が、通常用いられる消防用設備等に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めるものをいう。
- 12 「J I S」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。
- 13 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 14 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 15 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 16 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 17 「その他の構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- 18 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 19 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 20 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 21 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- 22 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 23 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 24 「特定防火戸」とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- 25 「常時閉鎖式」とは、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。
- 26 「隨時閉鎖式」とは、隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。
- 27 「防火ダンパー」とは、建基令第112条第16項に規定する構造の特定防火設備をいう。
- 28 「避難階段」とは、建基令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- 29 「屋外避難階段」とは、建基令第123条第2項に規定するものをいう。
- 30 「特別避難階段」とは、建基令第123条第3項に規定するものをいう。
- 31 「認定品」とは、省令第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

なお、登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具は、第1－

1表に示すものであること。

- 32 「受託評価品」とは、法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具及び認定品以外の消防の用に供する機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。
- 33 「特定防火対象物」とは、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16)の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。
- 34 「非特定防火対象物」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 35 「特定用途」とは、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- 36 「無窓階」とは、建築物の地上階のうち、省令第5条の2で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- 37 「防災センター」とは、省令第12条第1項第8号に規定するものをいう。
- 38 「中央管理室」とは、建基令第20条の2第2号に規定するものをいう。
- 39 「常用電源」とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。
- 40 「非常電源」とは、火災等の際、停電した場合でも消防用設備等が使用できるように設けられる電源をいう。
- 41 「熱感知器」とは、火災により生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- 42 「煙感知器」とは、火災により生ずる燃焼生成物（以下「煙」という。）を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- 43 「炎感知器」とは、火災により生ずる炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。

### 第3 運用上の留意事項

- 1 この基準は、消防用設備等の技術上の基準のうち、政令又は省令に定める以外の、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために、当市が付加した行政指導事項である。

これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下この項において同じ。）に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないよう配慮が必要である。

- 2 この基準において、政令第32条の規定を適用することができる旨が定められている事項については、規定を適用した内容、理由及び場所を防火対象物使用開始届出書に明記することをもって、消防用設備等の特例基準適用申請書の提出を求めないこともできる。

（2：令和4年3月1日追加）

### 第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、平成30年4月1日から適用するものとする。
- 2 この基準適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この基準改正の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

（3：令和4年3月1日追加）

第1-1表

○消防設備		消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第 11 条の 2 第 2 号	省令	屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水 に必要な器具、スプリンクラー設備の 補助散水栓及び放水に必要な器具、泡 消火設備の消防用ホース並びに屋外消 火栓設備の放水用器具	○日本消防検定協会 ○(一財)日本消防設備安全 センター(放水口)	
○第 12 条第 1 項第 1 号の 2				
○第 13 条の 6 第 4 項第 7 号				
○第 18 条第 4 項第 3 号の 2				
○第 22 条第 1 号の 2				
○第 12 条第 1 項第 6 号ニ(ロ)及びホ(ロ)				
○第 14 条第 1 項第 10 号		合成樹脂製の管及び管継手	合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成 13 年 3 月消 防庁告示第 19 号)〔合成樹脂管等告示〕	(一財)日本消防設備安全セ ンター
○第 16 条第 3 項第 2 号の 2				
○第 18 条第 4 項第 8 号				
○第 22 条第 8 号				
○第 12 条第 1 項第 6 号ホ(イ)並びにト(イ)及びロ				
○第 14 条第 1 項第 7 号ニ				
○第 14 条第 1 項第 6 号へ				
○第 13 条の 4 第 2 項、同条第 3 項第 1 号		スプリンクラー設備の送水口	スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成 13 年 6 月消防庁告示第 37 号)〔送水口告示〕	(一社)日本消防放水器具工 業会
○第 13 条の 6 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 5 号				
○第 14 条第 2 項第 3 号		放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置 及び維持に関する技術上の基準の細目(平成 8 年 8 月消防庁告示第 6 号)〔放水型ヘッド等基準告示〕	日本消防検定協会
○第 19 条第 2 項第 4 号、同条第 3 項第 4 号				
○第 20 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 2 号				
○第 21 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 2 号		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消 火設備及び粉末消火設備の噴射ヘッド	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準(平成 7 年 6 月消防庁告示第 7 号)〔噴射ヘッド告示〕	(一財)日本消防設備安全セ ンター

○第19条第5項第6号の2、第8号、第9号ニ、第12号及び第13号ハ ○第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号 ○第21条第4項第3号口及びハ、第5号の2並びに第12号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消防設備及び粉末消火設備の容器弁、安全装置及び破壊全装置及び破壊板	不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年8月消防庁告示第9号）〔容器弁等告示〕	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第5項第10号 ○第20条第4項第4号口、同条第5項 ○第21条第4項第3号口及びハ、同項第7号ホヘ及び同条第5項	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消防設備及び粉末消火設備の放出弁	不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年1月消防庁告示第1号）〔放出弁告示〕	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第5項第11号ニ ○第20条第4項第10号 ○第21条第4項第11号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消防設備及び粉末消火設備の選択弁	不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年1月消防庁告示第2号）	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第5項第17号ニ ○第20条第4項第13号 ○第21条第4項第15号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消防設備及び粉末消火設備の音警報装置	不活性ガス消火設備等の音警報装置の基準（平成7年1月消防庁告示第3号）	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第5項第19号の3 ○第20条第4項第14号の2	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消防設備の制御盤	不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成13年6月消防庁告示第38号）	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第6項第6号 ○第20条第5項第3号 ○第21条第5項第3号	移動式の二酸化炭素消火設備、移動式のハロゲン化物消防設備及び移動式の粉末消火設備のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール	移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準（昭和51年2月消防庁告示第2号）	(一財)日本消防設備安全センター
○第21条第4項第9号ハ	粉末消火設備の定圧作動装置	粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年1月消防庁告示第4号）〔定圧作動装置告示〕	(一財)日本消防設備安全センター

## ○警報設備

	省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第24条第5号ト及び第5号の2ニ	地区音響装置	地区音響装置の基準(平成9年6月消防庁告示第9号)	日本消防検定協会	
○第24条の2の3第2項	ガス漏れ検知器	ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中繼器及び受信機の基準(昭和56年6月消防庁告示第2号)「ガス漏れ検知器告示」		
○第25条第3項第1号	火災通報装置	火災通報装置の基準(平成8年2月消防庁告示第1号) 〔火災通報装置告示〕	(一財)日本消防設備安全センター	
○第25条の2第3項	非常警報設備の非常ベル、自動式サイレン及び放送設備	非常警報設備の基準(昭和48年2月消防庁告示第6号) 〔非常警報告示〕	日本消防検定協会	

## ○避難設備

	省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第27条第1項第11号	避難はしご すべり台 避難ロープ 救助袋 すべり棒 避難用タラップ 避難橋 避難器具用ハッチ	避難器具の基準(昭和53年3月消防庁告示第1号)(避難器具告示)	(一財)日本消防設備安全センター	
		避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年4月消防庁告示第2号)〔避難器具設置基準告示〕		(一社)全国避難設備工業会

○第28条の3第6項	誘導灯 中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識	誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月消防庁告示第2号）〔誘導灯告示〕	(一社)日本電気協会 (一財)日本消防設備安全センター
	電気エネルギーにより光を発する誘導標識		(一社)日本消防防災電気工業ギヤー標識工業会

## ○消火活動上必要な施設

省令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第30条の3第3号イ ○第31条第5号ハ並びにニ(イ)及びロ	金属製管継手及びバルブ類	金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年12月消防庁告示第31号）〔金属製管継手等告示〕	(一財)日本消防設備安全センター
○第30条の3第4号ホ ○第31条第4号の2	連結送水設備及び連結送水管の送水口	スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年6月消防庁告示第37号）〔送水口告示〕	(一社)日本消防放水器具業会
○第30条の3第1号ヘ	散水ヘッドのうち、開放型のもの	開放型散水ヘッドの基準（昭和48年2月消防庁告示第7号）	(一財)日本消防設備安全センター
○第31条第4号の2及び第6号ロ	連結送水管の放水口及び放水用器具	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年3月消防庁告示第2号）〔屋内消火栓等告示〕	○(一財)日本消防設備安全センター ○日本消防検定協会

## ○電気設備

省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第12条第1項第4号イ(一)(1)	キュービクル式非常電源専用受電設備	キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年5月消防庁告示第7号）	(一社)日本電気協会
○第12条第1号第4号イ(ホ)	配電盤及び分電盤	配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月消防庁告示第10号）〔配電盤等告示〕	(一社)日本電気協会
○第12条第1項第4号ロ(二)	自家発電設備	自家発電設備の基準（昭和48年2月消防庁告示第1号）〔自家発告示〕	(一社)日本内燃力発電設備協会
○第12条第1項第4号ハ(二)	蓄電池設備	蓄電池設備の基準（昭和48年2月消防庁告示第2号）〔蓄電池告示〕	(一社)日本電気協会
○第12条第1項第4号ニ(ロ)	燃料電池設備	燃料電池設備の基準（平成18年3月消防庁告示第8号）〔燃料電池告示〕	(一社)日本電気協会
○第12条第1項第4号ホ(ロ)ただし書	耐火電線	耐火電線の基準（平成9年12月消防庁告示第10号）	(一社)電線総合技術センター
○第12条第1項第5号ロ(ロ)ただし書	耐熱電線	耐熱電線の基準（平成9年12月消防庁告示第11号）	(一社)電線総合技術センター

## ○総合操作盤

省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第12条第1項第8号 ○第14条第1項第12号 ○第16条第3項第6号 ○第18条第4項第15号 ○第19条第5項第23号 ○第20条第4項第17号 ○第21条第4項第19号	総合操作盤	総合操作盤の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第7号）〔操作盤基準告示〕	○日本消防検定協会 ○（一財）日本消防設備安全センター

○第 22 条第 11 号		
○第 24 条第 9 号		
○第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 10 号		
○第 25 条の 2 第 2 項第 6 号		
○第 28 条の 3 第 4 項第 12 号	総合操作盤	総合操作盤の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 7 号）〔操作盤基準告示〕
○第 30 条第 10 号		
○第 30 条の 3 第 5 号		
○第 31 条第 9 号		
○第 31 条の 2 第 10 号		
○第 31 条の 2 の 2 第 9 号		

## ○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

省令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 16 年 5 月総務省令第 92 号）	パッケージ型消防設備	パッケージ型消防設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 12 号）〔パッケージ型消防設備告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 16 年 5 月総務省令第 92 号）	パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 13 号）〔パッケージ型自動消火設備告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年 3 月総務省令第 23 号）	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手	特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年 3 月消防庁告示第 5 号）〔特定駐車場告示〕	日本消防検定協会